

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年2月4日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要  
1階男子トイレP S内給水管水漏れ修繕
- 2 履行場所  
金沢区六浦南3-22-1  
横浜市立六浦南小学校
- 3 契約日  
令和3年11月12日
- 4 履行日  
令和3年11月12日
- 5 契約金額  
176,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市西区久保町4番12号  
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
六浦南小学校において、1階男子トイレのP S内にある給水管から大量の水漏れが発生した。学校中のトイレが使用不能になる可能性もあり、ただちに修繕することが必要であったため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に掲載されていて、過去の修繕の実績が良好なため。
- 9 所管課  
横浜市立六浦南小学校